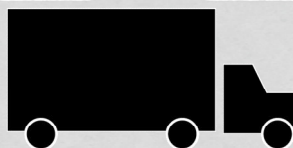


藤岡市運輸事業者向け燃油価格高騰等 対応事業補助金

藤岡市では、中小運輸事業者に対して、
事業継続に向けた補助金を給付します。



対象事業

一般・特定貨物運送事業

乗合・貸切バス事業

タクシー事業

貨物軽自動車運送事業

対象車両

- ①運送事業に使用する車両(被けん引車は除く)
- ②使用の本拠の位置が藤岡市
- ③運輸局に登録・届出をしている事業用車両
- ④車検証の使用者と補助金の申請者が同一

対象者

- 対象事業を営んでいる法人・個人事業主
- 市内に本社を置いていること
- 対象事業の営業に関して必要な許可を得ていること
- 申請日時時点で事業を営んでおり、事業継続の意思があること
- 市税の滞納がないこと

など

補助金額

一般・特定貨物運送事業(緑ナンバー)	1台あたり20,000円
乗合・貸切バス事業(緑ナンバー)	1台あたり20,000円
タクシー事業(緑ナンバー)	1台あたり12,000円
貨物軽自動車運送事業(黒ナンバー)	1台あたり10,000円

申請期間

令和7年10月1日から 令和8年2月3日(火) **必着**

申請・問い合わせ先

郵送先 〒375-8601 藤岡市中栗須327
藤岡市商業観光課商業振興係 宛
電話 0274-40-2318
メール syoko2@city.fujioka.gunma.jp

申請方法など
補助金に関する
詳細はコチラ



電子申請は
コチラから

